

## ◇ 課税標準の特例について

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条等に規定する資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当資産をお持ちの方は、「償却資産申告書」の「11. 課税標準の特例」欄の『有』に○を付し、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の該当資産の摘要欄に適用条項等を記入し、「該当資産であることを証する添付書類（例：各種申請書、届出書、許可証、認定書の写し等）」を添えて申告してください。

なお、過去に特例が認められていた資産について、地方税法の改正により内容が変更されている場合があります。また、今後も特例対象資産、特例の比率が変更となることがありますので、ご注意ください。

### 《 特例が適用される資産の例 》

根拠規定		特例対象資産	特例率 (養父市)	備考
地方税法第 349 条の 3	第 27 項	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する資産	1 / 3	
	第 29 項	事業所内保育事業（利用定員 5 人以下）の認可を得た者が直接当該事業の用に供する資産	1 / 3	
地方税法附則第 15 条	第 2 項 第 1 号	公共の危害防止施設等 （水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場、事業場の污水又は廃液の処理施設等）	1 / 2	
	第 25 項 第 1 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電設備（1,000kW 未満）</li> <li>風力発電設備（20kW 以上）</li> </ul>	2 / 3 (最初の 3 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電設備は、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したもの</li> <li>風力、水力、地熱、バイオマス発電設備は、固定価格買取制度の認定を受けたもの</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地熱発電設備（1,000kW 未満）</li> <li>バイオマス発電設備 （10,000kW 以上 20,000kW 未満）</li> </ul>	1 / 2 (最初の 3 年)	
	第 25 項 第 2 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電設備（1,000kW 以上）</li> <li>風力発電設備（20kW 未満）</li> <li>水力発電設備（5,000kW 以上）</li> </ul>	3 / 4 (最初の 3 年)	
第 25 項 第 3 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>水力発電設備（5,000kW 未満）</li> <li>地熱発電設備（1,000kW 以上）</li> <li>バイオマス発電設備 （10,000kW 未満）</li> </ul>	1 / 3 (最初の 3 年)		

《 表面もご覧ください 》

根拠規定		特例対象資産	特例率 (養父市)	備考
附則第15条 地方税法	第36項	農業協同組合、中小企業等協同組合等が農業近代化資金等の貸付を受けて取得した共同利用に供する機械及び装置	1/2 (最初の3年)	
	第45項	詳細は、以下のとおりです。	1/2 (最初の3年) または 1/3 (最初の5年)	

◇ 中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例について（地方税法附則第15条第45項）

養父市の認定※（所管：産業環境部 商工観光課）を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した一定の機械・装置等について、以下の要件を満たす場合、該当資産の課税標準額を最初の3年間に限り1/2とします。さらに、従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合は、令和6年3月末までに取得した場合は5年間、令和7年3月末までに取得した場合は4年間にわたって1/3に軽減されます。

※ 認定を受けるには設備の導入前に申請いただく必要があります。既に導入された設備については認定を受けることが出来ませんので、今後、対象となる設備の導入を検討されている場合は、事前に養父市商工観光課（Tel079-664-0285）にご相談ください。

1 適用期間

- 令和5年4月1日 から 令和7年3月31日までに取得したもの

2 特例措置の対象となる方（以下のいずれかに当てはまる方）

- ① 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人（いわゆる「みなし大企業」は除く）
- ② 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

3 対象設備の要件（下表の対象設備のうち以下の要件を満たすもの）

- ① 認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載されたもの
- ② 生産、販売活動等に直接使用するものであること
- ③ 中古資産でないこと

設備等の種類	取得価格
機械及び装置	160万円以上
工具（測定工具・検査工具）	30万円以上
器具及び備品	30万円以上
建物附属設備	60万円以上

※構築物、家屋と一体で課税されるものは対象外

▶ 申告方法について

上記の要件に該当し、特例の適用を受けようとする場合は、償却資産申告書に併せて、次の書類を添えて申告してください。

- ① 養父市商工観光課から交付された「先端設備等導入計画に係る認定書（導入計画含む）」一式の写し
- ② 認定経営革新等支援機関から発行された「投資計画に関する確認書」の写し
- ③ （賃上げ方針の表明を行った場合のみ）「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」の写し